

2024年スタートの新しいNISA制度とは

2022年12月16日に与党より公表となった「令和5年度税制改正大綱」によると、2024年1月よりNISA制度が大幅に拡充となる予定です(関連法案の可決を経て成立の見込み)。

■新旧制度の違い

	現行のNISA		新しいNISA	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
制度が使える期間	運用は2042年まで 2024年以降は新規買付不可	運用は2027年まで 2024年以降は新規買付不可	恒久化	
非課税保有期間	最長20年間	最長5年間	無制限	
1年間の投資上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税の投資上限(生涯)	800万円	600万円	1,800万円 (うち成長投資枠は1,200万円まで)	
投資対象	投資信託	上場株式・投資信託等	投資信託	上場株式・投資信託等
併用	不可		可	

①非課税保有期間は「恒久化」

②非課税保有期間は24年以降は「無期限」

③年間の投資額が「拡大」

④生涯の投資上限が「最大1,800万円」に

⑤一般枠は「成長投資枠」に

⑥つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能に

生涯投資上限額とは

利用者1人における最大の買付投資額とされ、最大1,800万円までの非課税投資が可能となります。

うち「成長投資枠」が最大1,200万円までであり、「つみたて投資枠」との併用が可能です。

Point1: 「生涯投資上限額」は、上場株式等の購入の代価を指し、購入後の値上がり分は含まれません(簿価)。

Point2: 「生涯投資上限額」まで上場株式等を購入後、当該NISA口座で保有する上場株式等を売却した場合、翌年に当初に購入した代価分まで、再利用が可能となります(非課税枠の復活)。

Q. 現行制度の一般NISAからロールオーバー(※)はできるの？

※一般NISAにおいて再度5年間非課税期間を延長できる制度。

A. 現行のNISA制度とは別の制度になるので、ロールオーバーはできません。2023年に一般NISAで投資したものは5年後の2027年末まで運用は可能ですが、その後は売却か課税口座に移すことになります。

Q. 成長投資枠で買えない商品は？

A. 信託期間が20年未満、高レバレッジ、毎月分配型の投資信託は除外されます。

Q. ジュニアNISAはどうなるの？

A. 当初の予定通り、2023年末で新規の投資ができなくなります(子が18歳になるまで運用は可能)。

Q. すでに一般NISA/つみたてNISAをやっている人は？

A. すでにNISA口座を持っている人は、2024年に新しいNISA口座が自動的につくられます。つみたてNISAは運用継続、一般NISAについては相場等も考慮して一旦売却して新しいNISAで買いなおすのもひとつの考えかと思えます。

ライフプランを考える上で資産運用も大切になってきます。上手に取り入れて行きましょう。

